

令和8年3月23日

内部統制室
内線 2152
直通 092-643-3082
担当 黒石、吉崎

職員の処分について

本日付けで、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者及び処分内容

所属部	職級（当時の職名）	年齢（性別）	処分内容
県土整備部（本庁）	次長級（所長）	57歳（男）	懲戒処分 戒告
県土整備部（出先）	課長補佐級（課長）	55歳（男）	懲戒処分 戒告

2 事実の概要

被処分者は、令和6年度、県土整備事務所における用地取得事務において、現地の状況を正確に把握しないまま補償額を算定し、また、県の補償基準に定める近傍の類似する土地の取引単価との比較を十分に行わないまま用地協議を行った結果、2回にわたり提示額を変更し補償額が著しく高くなった。

3 その他関係職員

所属部	職級（当時の職名）	年齢（性別）	処分内容
県土整備部（出先）	課長級（副所長）	57歳（男）	訓告
建築都市部（本庁）	課長級（副所長）	56歳（男）	訓告